

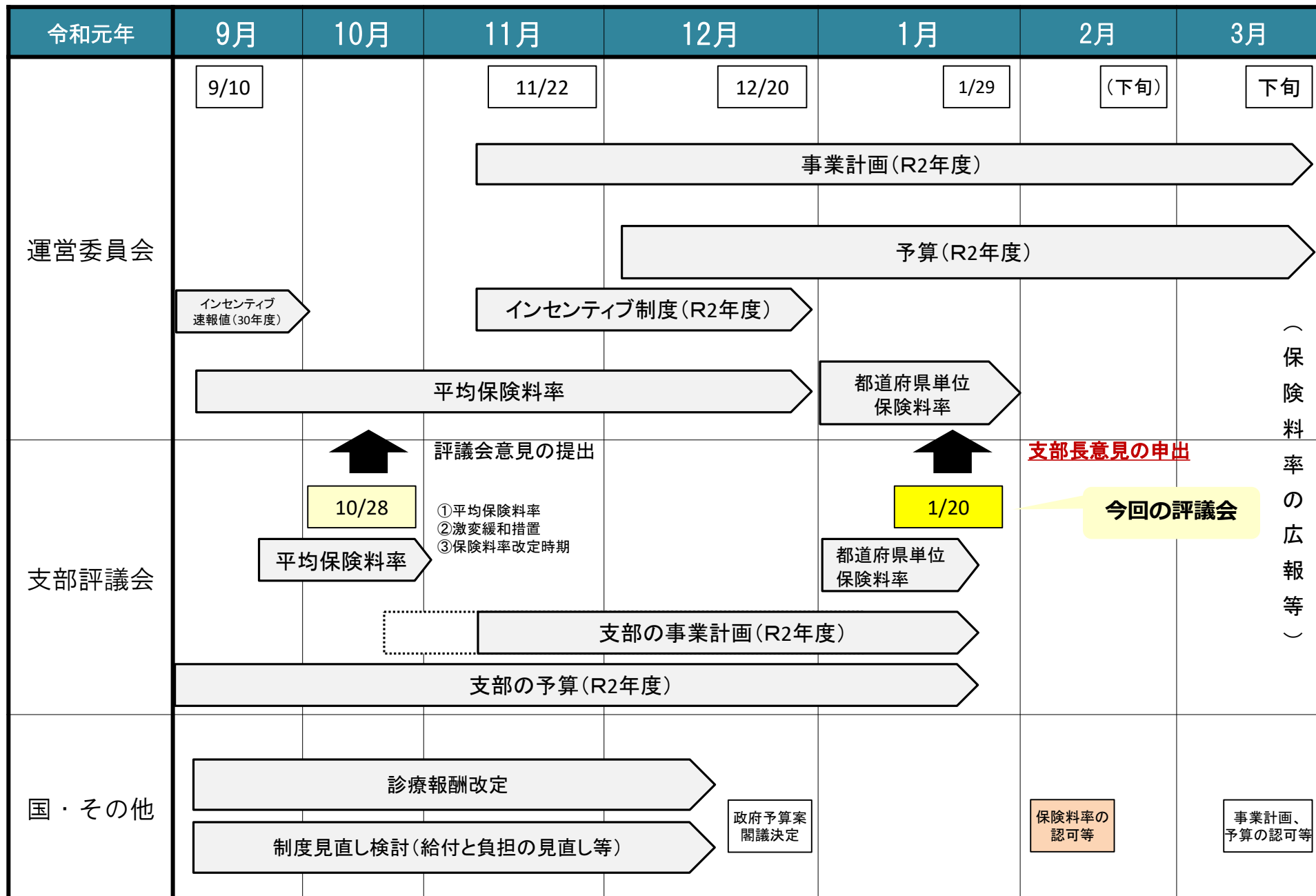
令和2年度 東京支部の保険料率について

1. 保険料率決定までのスケジュール
2. インセンティブ制度に係る平成30年度実績【確定値】及び平成30年度実施結果の検証について
3. 令和2年度の保険料率について
 - ① 平均保険料率などについて
 - ② 東京支部の保険料率について
 - ③ 介護保険料率について
 - ④ 広報スケジュール

【参考】令和2年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

1. 保険料率決定までのスケジュール

令和元年度 下期運営委員会・支部評議会のスケジュール



2. インセンティブ制度に係る 平成30年度実績【確定値】及び 平成30年度実施結果の検証について

インセンティブ制度に係る平成30年度実績【確定値】 及び平成30年度実施結果の検証について

資料2-1
(一部抜粋・
加筆)

①インセンティブ制度に係る平成30年度実績

【平成30年4月～平成31年3月分 **確定値**】

【具体的な評価方法】

- 下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、評価指標内では【】で記載した評価割合を用いて評価する（この際、使用するデータは毎年度4月～3月までの分の実績値を用いることとする）。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。
- 前年度からの実績値の伸びを評価する際には、以下のとおり支部ごとの伸びしろ（100%－当該支部の実績値）に占める割合を評価する。

対前年度伸び幅（率）

100%－当該支部の実績

※【】は評価指標内での評価割合

1 特定健診等の実施率（使用データ：4月～3月の40歳以上の受診者数（事業者健診については、同期間のデータ取り込み者数））

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を実施した者の数} + \text{自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数} + \text{自支部被扶養者のうち特定健診を実施した者の数}}{\text{自支部加入者のうち特定健診対象者数}} \quad (\%)$$

① 特定健診等の実施率【60%】

② 特定健診等の実施率の対前年度上昇幅【20%】

③ 特定健診等の実施件数の対前年度上昇率【20%】

2 特定保健指導の実施率（使用データ：4月～3月の特定保健指導最終評価終了者数）

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者のうち特定保健指導実施者数（外部委託分を含む。）}}{\text{自支部加入者のうち特定保健指導対象者数}} \quad (\%)$$

① 特定保健指導の実施率【60%】

② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】

③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】

※【】は評価指標内での評価割合

3 特定保健指導対象者の減少率（使用データ：前年度特定保健指導該当者であって4月～3月に健診を受けた者のうち、その結果が特定保健指導非該当となった者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A)のうち、(前年度積極的支援→動機付け支援又は特保非該当者となった者の数) + (前年度動機付け支援→特保非該当者となった者の数)}{\text{自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数 (A)}} \quad (\%)$$

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（使用データ：4月～3月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A)のうち医療機関受診者数}{\text{自支部加入者のうち、本部からの受診勧奨送付者数 (A)}} \quad (\%)$$

① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】

② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

5 後発医薬品の使用割合（使用データ：4月～3月の年度平均値）

<実績算出方法>

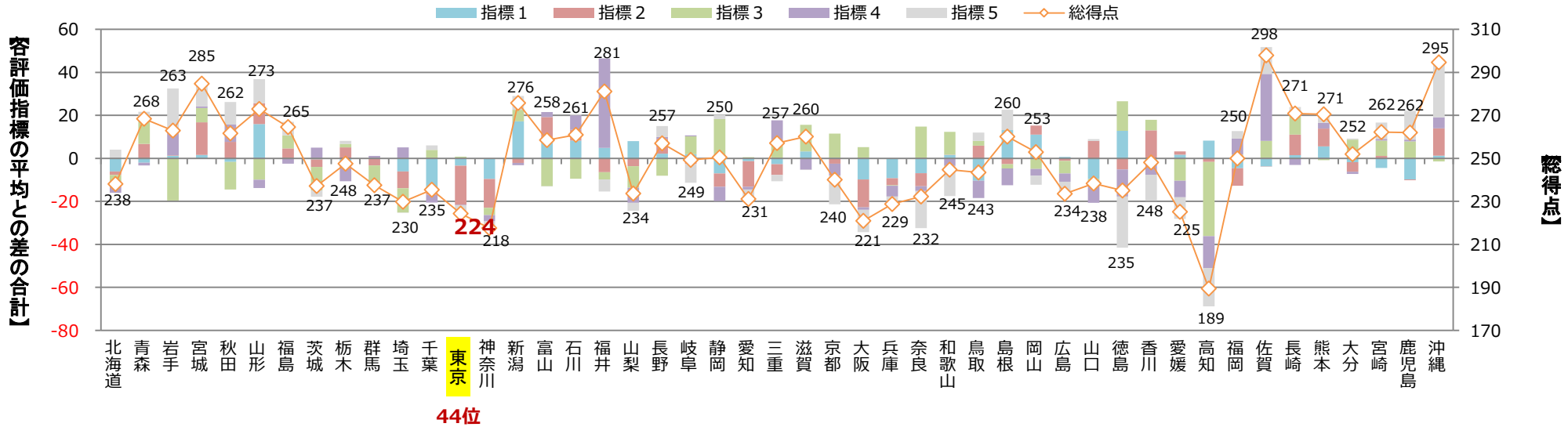
$$\frac{\text{自支部加入者に対する後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量 + 後発医薬品の数量}} \quad (\%)$$

① 後発医薬品の使用割合【50%】

② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

平成30年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

5つの評価指標の総得点及び各評価指標の全国平均との差

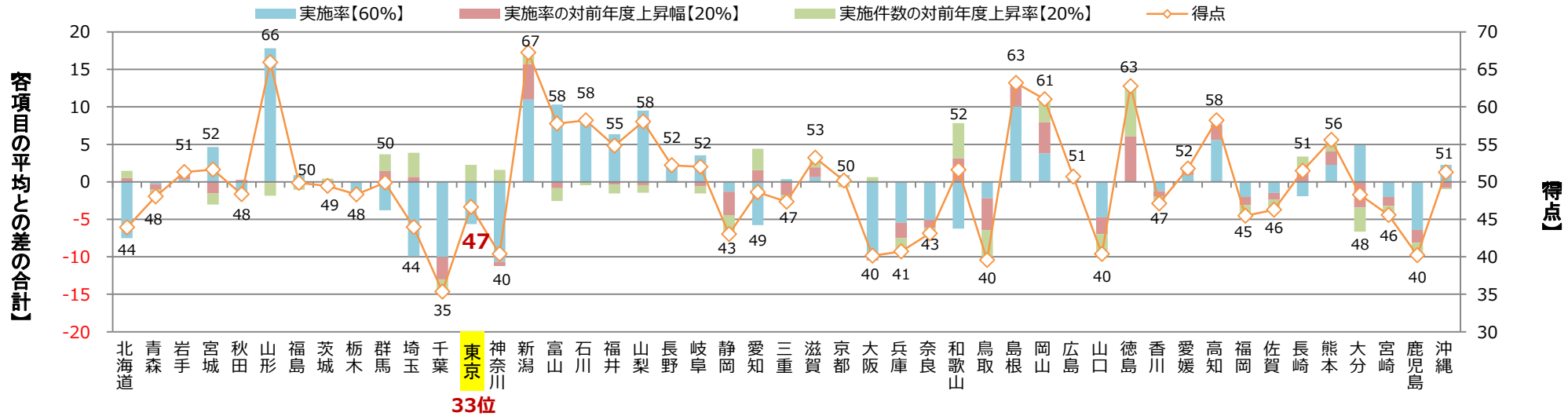


① 特定健診等受診率	33位 (40位)	④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	19位 (39位)
② 特定保健指導実施率	47位 (43位)	⑤ 後発医薬品使用割合	35位 (37位)
③ 特定保健指導対象者の減少率	24位 (27位)		
		総得点	44位 (42位)

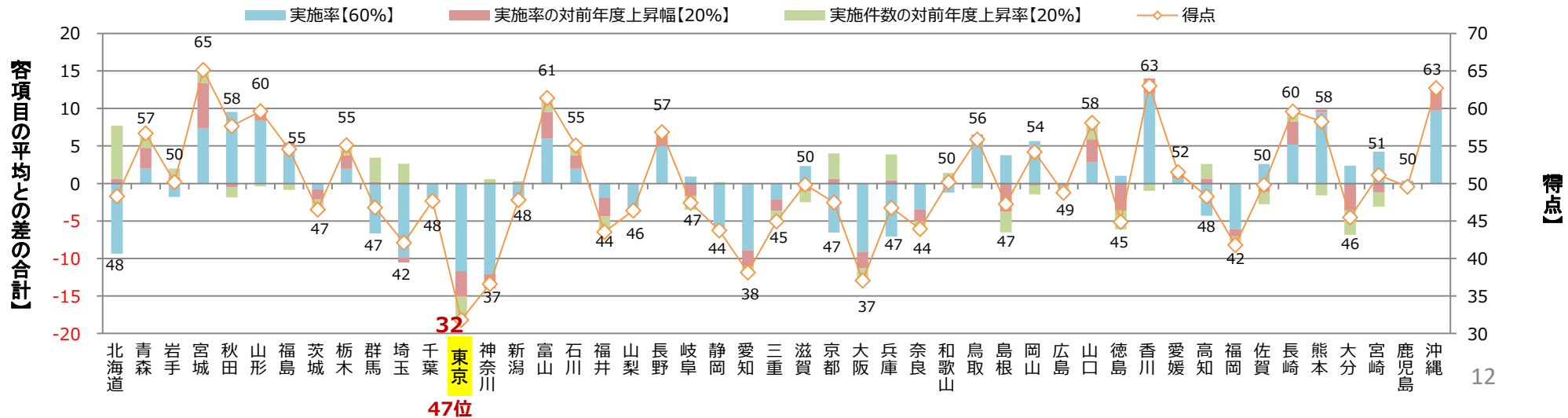
※ () 内は平成29年度データを用いた順位

平成30年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

指標1. 特定健診等の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

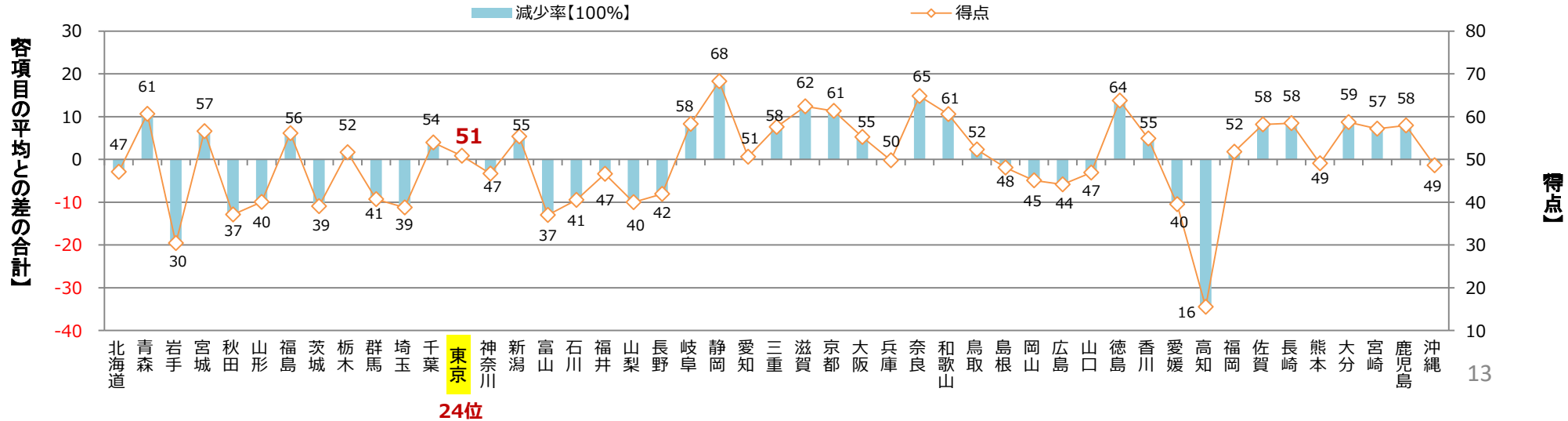


指標2. 特定保健指導の実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

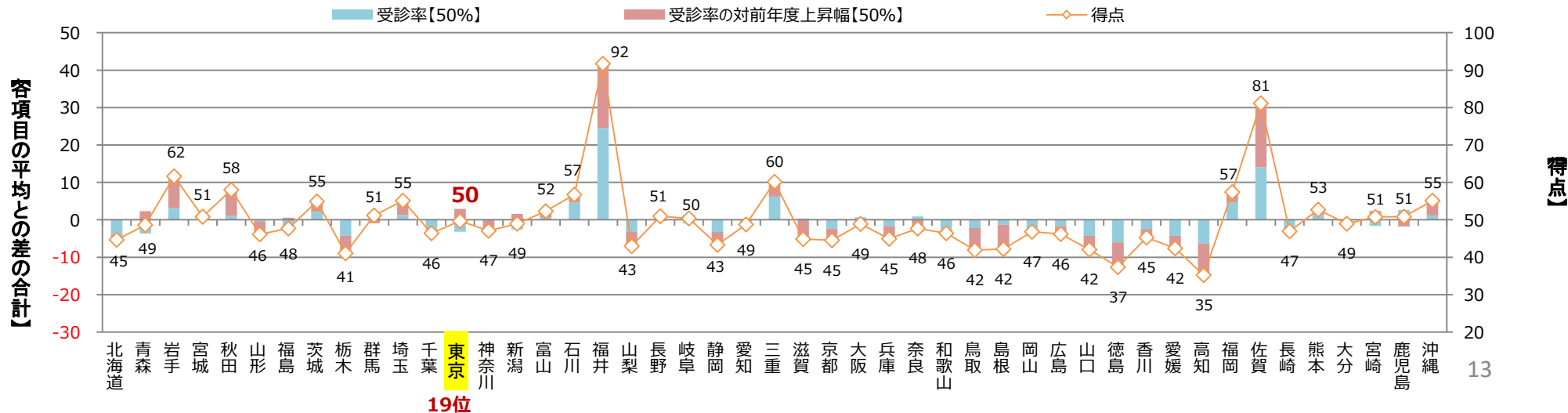


平成30年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

指標3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

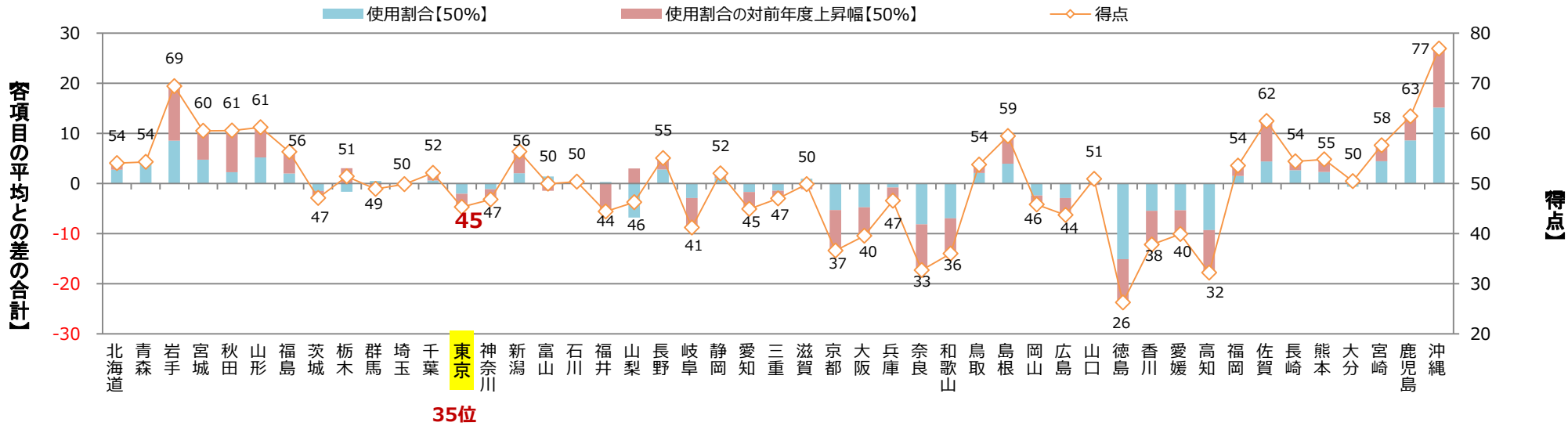


指標4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



平成30年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

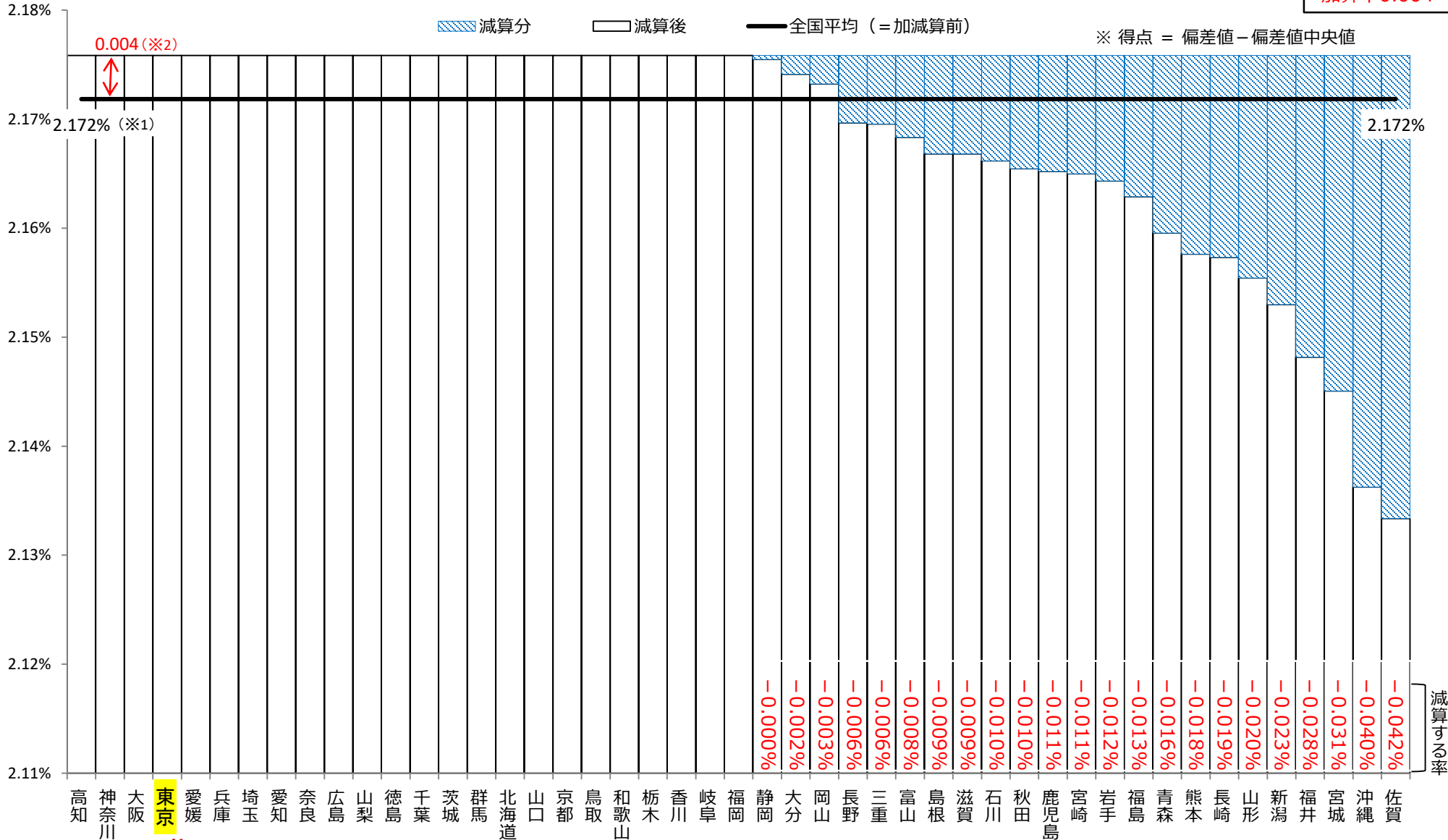
指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



平成30年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

【平成30年度（2018年度）実績評価 ⇒ 令和2年度（2020年度）保険料率へ反映した場合の試算】

加算率0.004



44位

※1 2.172%とは、平成31年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。

※2 令和2年度（2020年度）保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度（2018年度）総報酬額の実績に0.004%を乗じて令和2年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）

②令和2年度インセンティブ制度の評価指標について

令和2年度インセンティブ制度の評価指標について

インセンティブ制度に係る検証の視点 <第100回全国健康保険協会運営委員会（R1.11.22開催）>

- 令和元年11月22日に開催した第100回全国健康保険協会運営委員会において、以下の3つの検証の視点に基づき議論を行い、運営委員から次ページのとおりご意見をいただきました。

検証の視点①：評価割合

- 指標ごとの実績と伸び率の評価割合について、事業主及び加入者の行動変容を促す観点から、伸び率をより重点的に評価するよう見直す必要があるか。

検証の視点②：指標の配点

- 現在の評価方法は、平均偏差値の50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の得点としランキング付けを行っているが、5つの指標の中で特に重点的に取り組む指標の配点を高くするなどの重み付けを行う必要があるか。

検証の視点③：インセンティブ制度の導入による行動変容への影響

- 今年度を実施した理解度調査において、インセンティブ制度に係る設問項目を見直し、インセンティブ制度の導入による加入者の健康意識の変化を確認した。

～参考：令和元年度理解度調査より～

（問）協会けんぽでは、健康づくりや予防など医療費の適正化につながる加入者及び事業主の行動や取組を、都道府県支部ごとに評価し、その結果が良好な支部については、報奨金により保険料率を若干軽減する仕組みであるインセンティブ制度がスタートしていること。

回答	回答率（人数）
知っている	8.7%（628人）
知らない	91.3%（6,599人）

n = 7227

（問）（前問で知っていると回答した者のみ）インセンティブ制度の内容を知って、「健診を受ける」、「保健指導を受ける」、ジェネリック医薬品を使う」など、いずれか1つでも取り組むよう、行動が変わりましたか。

回答	回答率（人数）
行動が変わった	15.4%（97人）
今後、行動を変えるつもりである	35.7%（224人）
既に取組んでいる	20.4%（128人）
知っているが、行動を変えるつもりはない	28.5%（179人）

n = 628

令和2年度インセンティブ制度の評価指標について

運営委員の意見<第100回全国健康保険協会運営委員会（R1.11.22開催）>

- インセンティブ制度の評価指標については、開始したばかりであるため、指標の見直しは数年後に行うことが適当である。
- 理解度調査の結果では制度を知らないと答えている者が90%いるため、更なる周知が必要。
- インセンティブ制度を知れば、事業所も動くと思うので、更に広報を強化してほしい。
- インセンティブ制度は開始したばかりであるため、制度の安定性や評価の整合性を確認する意味でもしばらく静観することに賛成。
- ある程度年数が経ったとき、バラつきが小さくなってきた指標は重み付けを下げるなどの見直しはあると考える。
- インセンティブ制度の最大のネックはインセンティブ自体が小さいこと。制度を機能させるためには、保険料が上がる下がるだけではなく、健康経営に積極的に取り組んでいる企業を表彰すること等により、事業者にメリットが生まれることが重要。
- 国連が採択しているSDGsの3番目に「すべての人に健康と福祉を」というものもある。これから企業調査も進んでいく中で、そのトレンドに乗れるように、インセンティブ制度を企業PRの基盤として利用しない手はない。

令和2年度インセンティブ制度の評価指標について（案）

- 大筋のご意見としては、制度開始から間もなく、評価の妥当性の検証には十分な時間を要することから、当面は現状維持が望ましいとのご意見をいただいた。
- 一方、加入者の理解度が低いことから、更なる周知広報を推進すべきとのご意見もいただいた。
- このため、令和2年度のインセンティブ制度の指標は現状維持とし、引き続き検証を行っていくこととする。また、周知広報にも更に取り組んでいく。

3. 令和2年度の保険料率について

①平均保険料率について

令和元年11月22日
第100回運営委員会
資料1-1(一部修正)

令和2年度保険料率に関する論点について

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの平成30年度決算は、収入が10兆3,461億円、支出が9兆7,513億円、収支差は5,948億円となり、準備金残高は2兆8,521億円で給付費等の3.8か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことの効果に加え、診療報酬のマイナス改定や制度改正の影響（退職者医療制度の廃止）等により一時的に支出が抑制されたことなどによるものと考えられる。
- ✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
 - ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。
 - ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和2年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

《現状・課題》

- ✓ これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成31年度の激変緩和率は8.6/10。政令で定められた激変緩和措置の解消期限は、「令和2年3月31日」（令和元年度末）とされていることから、令和2年度の拡大幅は1.4となり、解消期限どおりに激変緩和措置が終了となる。これにより、令和2年度以降の都道府県単位保険料率には、激変緩和措置が適用されないこととなる。
- ✓ 一方、平成30年度から本格実施しているインセンティブ制度については、平成30年度の実施結果が、令和2年度の都道府県単位保険料率に反映されることとなる。

【論点】

- 激変緩和措置について、政令で定められた解消期限（令和元年度末）までに終了できるよう、計画的に解消を進めてきたところであり、解消期限どおりに終了し、令和2年度は激変緩和措置を講じないことでよいか。
- インセンティブ制度について、本年11月に開催する運営委員会において、平成30年度実績の確定値を示し、当該実績に基づく評価が上位23位に該当する支部に対して、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与することにより、保険料率の引下げを行うことでよいか。

3. 保険料率の変更時期

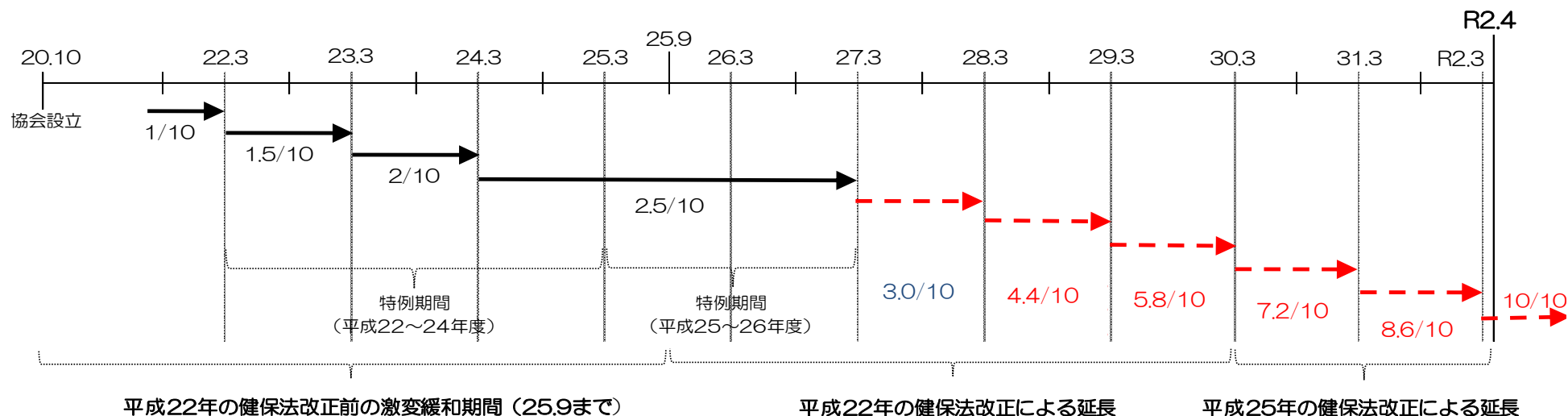
《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和2年度保険料率の変更時期について、令和2年4月納付分（3月分）からでよいか。

【参考】これまでの激変緩和率の経緯



【経緯】

- 協会設立直後（平成21年度）の激変緩和率は、1/10。
- 平成22年度～24年度については、保険料率を引き上げるとともに、激変緩和率についても、支部間で変動幅が大きくなるように配慮し、0.5/10ずつ引き上げてきた。
- 一方で、平成25年度・26年度については、激変緩和期間を平成29年度から31年度(令和元年度)まで2年延長したこともあり、保険料率を据え置くとともに、激変緩和率も据え置いた。
- 平成27年度の拡大幅は10分の0.5として、激変緩和率は10分の3.0で設定。
- 平成28年度～31年度（令和元年度）の拡大幅は10分の1.4として、平成31年度（令和元年度）の激変緩和率は10分の8.6で設定。



解消期限である令和2年3月31日(令和元年度末)までに、残りの10分の1.4を解消する必要がある。

令和2年度の拡大幅は10分の1.4として、解消期限どおりに激変緩和措置を解消。

これにより、令和2年度以降の都道府県単位保険料率には、激変緩和措置が適用されないこととなる。

<令和2年度保険料率について（支部評議会における主な意見）>

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	13 支部	(9 支部)	※()は今年の支部数
意見書の提出あり	34 支部	(38 支部)	
① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部	21 支部	(18 支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	7 支部	(13 支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2 支部	(6 支部)	
④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし)	4 支部	(1 支部)	

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後もできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないか。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

3. 保険料率の変更時期

- 令和2年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

②東京支部の保険料率について

令和2年度は、平成30年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す。

① 令和2年度保険料率について

- 平均保険料率：10.00%

② 激変緩和措置及びインセンティブ制度

- 激変緩和措置：終了（令和元年度末）
※令和元年度：8.6/10
- インセンティブ制度：平成30年度の実施結果を反映

③ 変更時期

- 令和2年4月納付分（3月分）の保険料率から新たな保険料率に変更

令和2年度 健康保険料率及び介護保険料率(案)

	令和元年度 令和2年2月分(3月納付分)まで	令和2年度 令和2年3月分(4月納付分)から
健康保険料率 (東京支部)	9.90%	9.87%
介護保険料率	1.73%	1.79%

協会けんぽの収支見込(医療分)

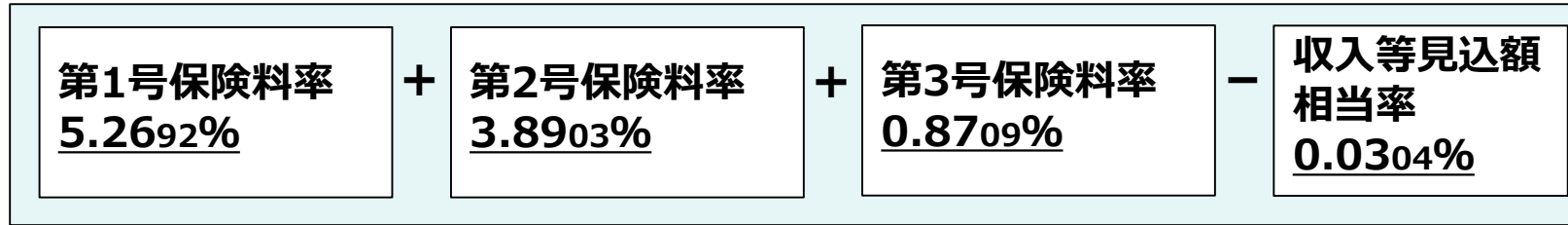
(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	99,389	H24-R1年度保険料率： 10.00% R2年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,850	12,110	12,669	
	その他	182	619	290	
	計	103,461	108,879	112,348	
支出	保険給付費	60,016	63,912	67,261	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 拠出金等対前年度比 + 62 } + 102 + 41 } ▲ 1 </div>
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	15,307	
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	21,040	
	退職者給付拠出金	208	2	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,505	3,644	3,295	
	計	97,513	103,802	106,903	
単年度収支差		5,948	5,076	5,445	OR2年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率： 9.45%
準備金残高		28,521	33,597	39,042	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和2年度東京支部の保険料率①

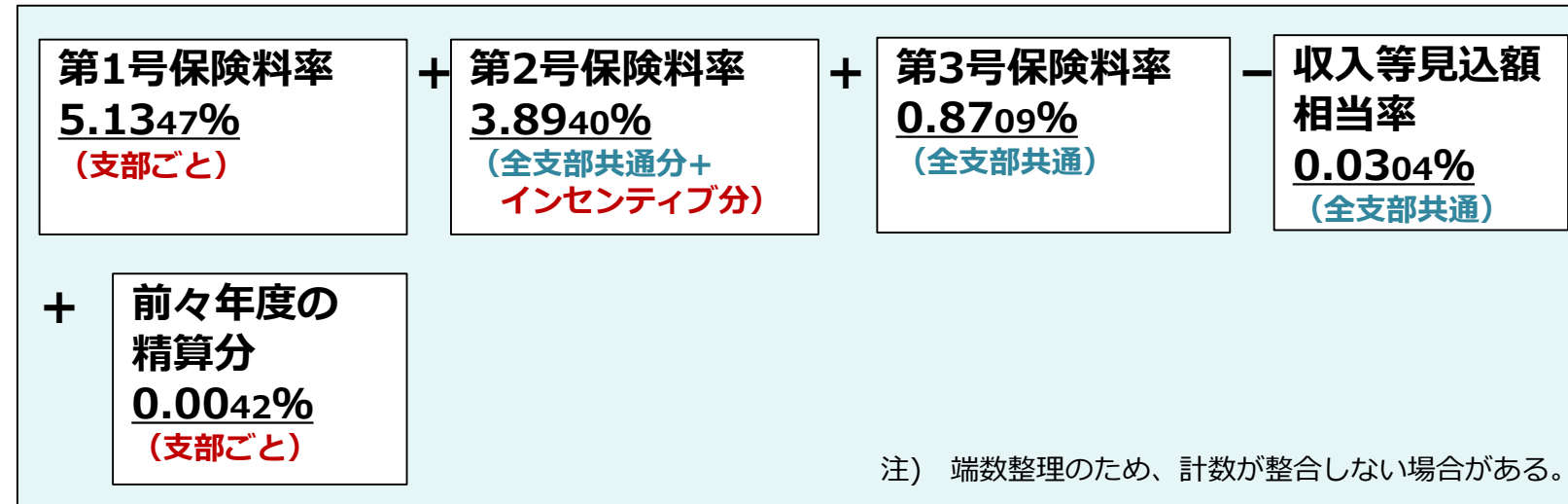
平均保険料率 ≒
10.00%



・第1号保険料率：①医療給付費（支部）⇒ ②「年齢調整」・「所得調整」
 ・第2号保険料率：3.8903%（全支部共通分）+0.0037%（インセンティブ制度の財源拠出）

（東京支部）

都道府県単位 ≒
保険料率
9.87%



注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

参 考

□ 第1号保険料率

・医療給付費 等

□ 第2号保険料率

・現金給付費
 ・前期高齢者納付金、後期高齢者支援金
 ・インセンティブ制度の財源拠出 等

□ 第3号保険料率

① ②③以外

・業務経費、一般管理費、準備金積立て 等

②前々年度の精算分

・前々年度の支部の収支差

□ 収入等見込額相当率

・日雇特例被保険者保険料収入、雑収入 等

令和2年度東京支部の保険料率②

東京支部

令和2年度 健康保険料率 (案)

(令和2年4月納付分～)

金額ベース (百万円)										
1,381,802	≒	718,614	+	544,979	+	121,883	-	4,258	+	585

東京支部保険料率	第1号保険料率	第2号保険料率	第3号保険料率	その他の収入による 保険料率軽減	2年度前決算時の 東京支部の収支差
9.87% 9.87330% (千分の0.1未満を四捨五入)	5.1347%	3.8940%	0.8709% (全支部共通)	0.0304% (全支部共通)	0.0042% 0.00418%

3.8940%	=	3.8903% (全支部共通分)	+	0.0037% (インセンティブ分)	インセンティブ制度の 財源拠出分
---------	---	---------------------	---	-----------------------	-----------------------------

5.1347% (保険料率換算)	=	I. 医療給付費 (百万円) 611,039 (4.366%)	+	II. 年齢調整額 (百万円) 8,717 (0.062%)	+	III. 所得調整額 (百万円) 98,858 (0.706%)) ÷	東京支部 総報酬額 (百万円) 13,995,340
---------------------	---	--	---	---	---	---	-----	----------------------------------

8,717 II. 年齢調整額 (百万円)	=	平均給付費 638,589 全支部平均一人当 り医療給付費 × 東京 支部加入者数 (百万円)	-	標準給付費 629,871 全支部年齢階級一 人当たり医療給付費 × 東京支部年齢階 級別加入者数 (百万円)		98,858 III. 所得調整額 (百万円)	=	支部総報酬按分給付費 737,447 全支部の医療給付費 × (東京支部総報酬 額 ÷ 全支部総報酬 額) (百万円)	-	平均給付費 638,589 全支部平均一人当 り医療給付費 × 支部 加入者数 (百万円)
-----------------------------	---	--	---	---	--	-------------------------------	---	---	---	--

調整：年齢調整

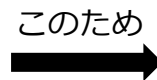
調整：所得調整

※ 実際は表示の桁数以上に端数があり、それを一番最後に四捨五入している。

【調整】年齢調整・所得調整①

都道府県単位保険料率では、一般的に

- 年齢構成の高い都道府県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。
- 所得水準の低い都道府県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。



都道府県間で次のような
年齢調整・所得調整を行う。

■ 年齢調整

$$\text{年齢調整額} = \text{平均給付費} - \text{標準給付費}$$

<一般的な傾向>

- 平均よりも年齢構成が低い※場合は加算される（保険料率が上がる）傾向

※ 厳密には、医療費が比較的かからない年齢層が多い場合になる。

⇒ **令和2年度：東京支部は0.06%加算**

年齢構成		保険料率
平均よりも高い	→	下がる
平均よりも低い	→	上がる

■ 所得調整

$$\text{所得調整額} = \text{支部総報酬按分給付費} - \text{平均給付費}$$

<一般的な傾向>

- 平均よりも総報酬額が高い場合は加算される（保険料率が上がる）傾向

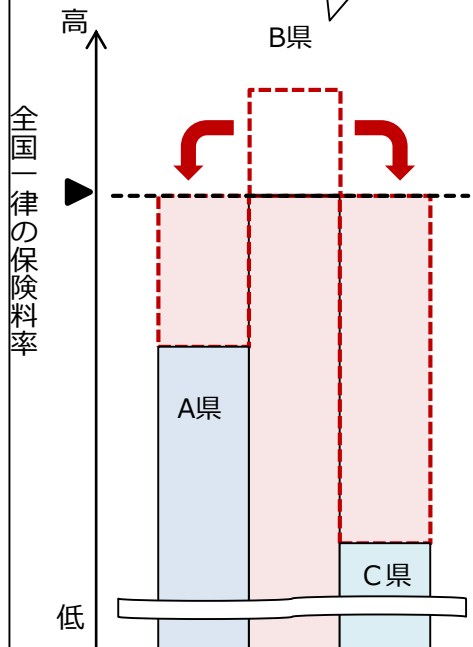
⇒ **令和2年度：東京支部は0.71%加算**

所得水準		保険料率
平均よりも高い	→	上がる
平均よりも低い	→	下がる

【調整】年齢調整・所得調整②

全国一律の保険料率
(平成20年9月まで)

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

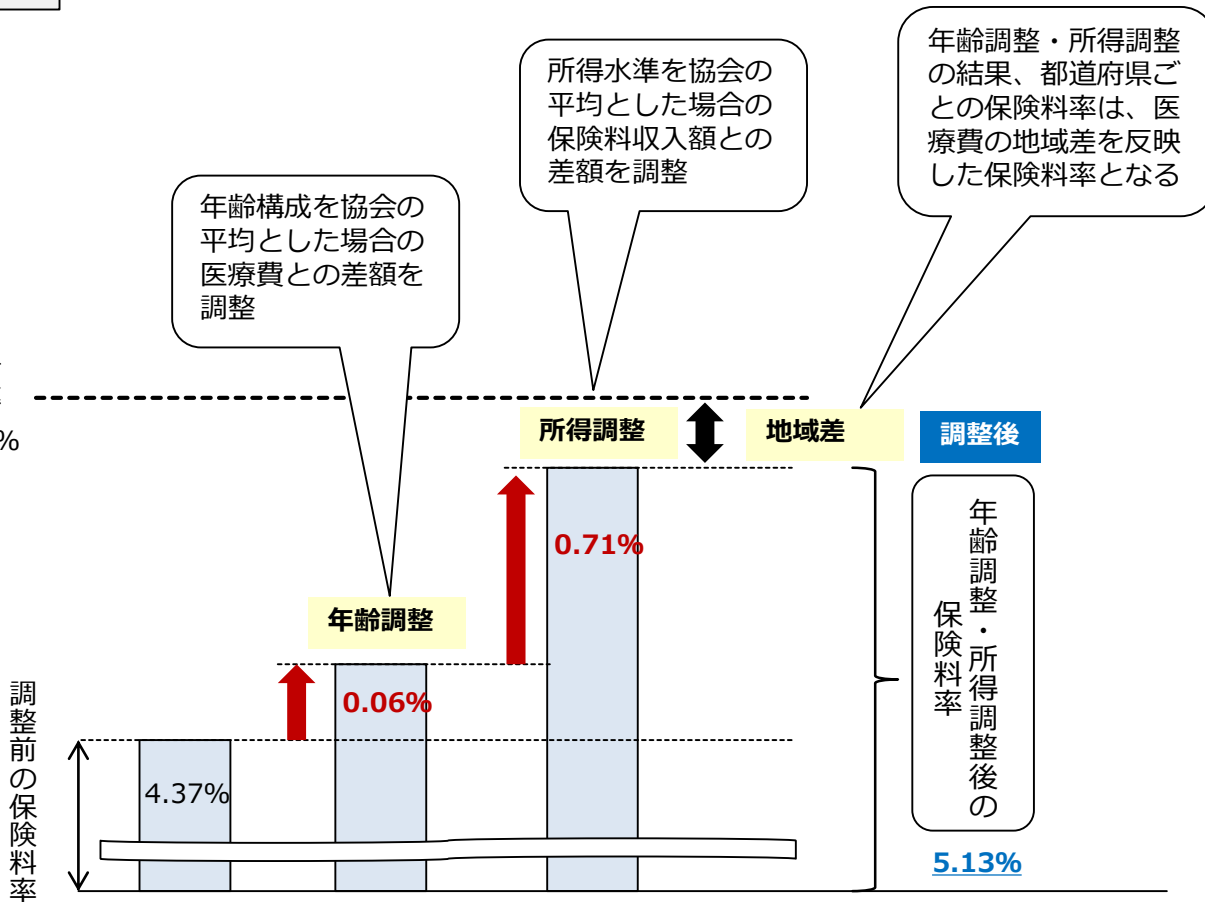


都道府県単位保険料率
(平成20年10月から)

【例】医療費が比較的かからない年齢層が多く、
所得水準の高い東京都の例

令和2年度

第1号
平均保険料率
5.27%



注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

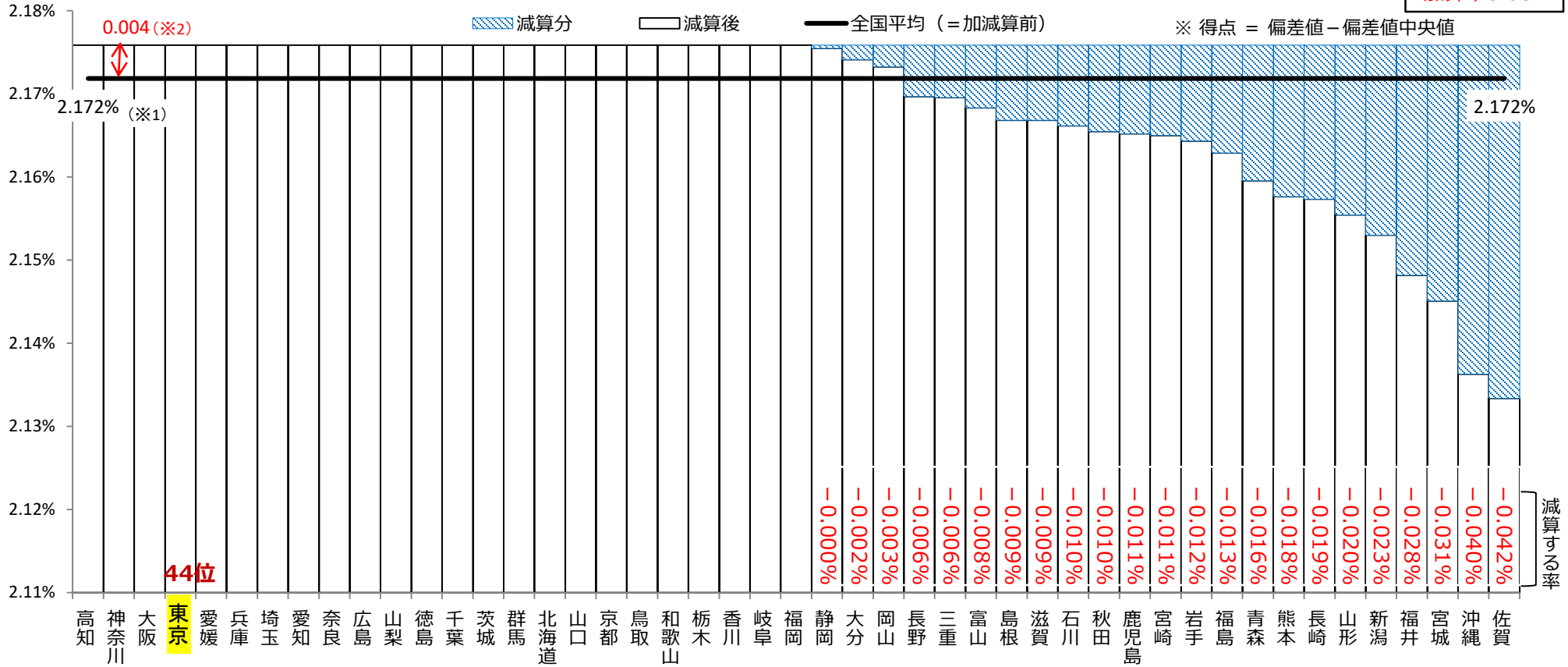
インセンティブ制度の実績評価の保険料率への反映

令和元年11月22日(金) 第100回 全国健康保険協会 運営委員会 資料2-1(一部抜粋・加筆)

平成30年度(4月~3月確定値)のデータを用いた実績

【平成30年度(2018年度)実績評価 ⇒ 令和2年度(2020年度)保険料率へ反映した場合の試算】

加算率0.004



※1 2.172%とは、平成31年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。

※2 令和2年度(2020年度)保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度(2018年度)総報酬額の実績に0.004%を乗じて令和2年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。(詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。)

第2号保険料率に、インセンティブ制度の財源に係る保険料率0.0037%を加算※

※ インセンティブ制度の加算額は、平成30年度の支部総報酬額の実績に0.004%を乗じて計算するため、これを令和2年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は(端数も込めてちょうど)0.004%になるとは限らない。

令和2年度都道府県単位保険料率の算定について

■ 令和2年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位：%)

	医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.73)	保険料率 (精算反映後、インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (d)	インセンティブ分
		年齢調整	所得調整					
全国	5.27	—	—	5.27	10.00	10.00	10.00	0.000
東京	4.37	0.06	0.71	5.13	9.87	9.87	9.87	0.004

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

〈備考〉

- 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.45%）、前期高齢者納付金等（3.44%）、保健事業費等（0.87%）、その他収入（▲0.03%）に係る合計の保険料率（4.73%）を加算したものである。
- 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- インセンティブ制度の加算額は、平成30年度の支部総報酬額の実績に0.004%を乗じて計算するため、これを令和2年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.004%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料2-1）の「平成30年度（4月～3月確定値）のデータを用いた実績」における減算する率と一致するとは限らない。

【参考】平成31年度都道府県単位保険料率の算定について

平成31年1月31日(木) 第96回 全国健康保険協会 運営委員会 参考資料1(抜粋)

(単位:%)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.82)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算を除く) (c)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算を含む) (c+α)
		年齢調整	所得調整				
全 国	5.18	—	—	5.18	10.00	10.00	10.00
1 北 海 道	6.17	▲ 0.26	▲ 0.34	5.57	10.39	10.33	10.31
2 青 森	6.13	▲ 0.17	▲ 0.90	5.07	9.89	9.90	9.87
3 岩 手	5.76	▲ 0.22	▲ 0.60	4.94	9.76	9.79	9.80
4 宮 城	5.63	▲ 0.12	▲ 0.28	5.24	10.06	10.05	10.10
5 秋 田	6.73	▲ 0.47	▲ 0.89	5.38	10.20	10.17	10.14
6 山 形	5.84	▲ 0.19	▲ 0.48	5.17	10.00	10.00	10.03
7 福 島	5.15	▲ 0.08	▲ 0.19	4.88	9.70	9.74	9.74
8 茨 城	4.88	0.02	0.08	4.98	9.80	9.83	9.84
9 栃 木	5.11	▲ 0.02	▲ 0.02	5.07	9.89	9.91	9.92
10 群 馬	5.11	▲ 0.04	▲ 0.07	5.00	9.82	9.85	9.84
11 埼 玉	4.75	0.00	0.19	4.95	9.77	9.80	9.79
12 千 葉	4.89	▲ 0.09	0.18	4.98	9.80	9.83	9.81
13 東 京	4.28	▲ 0.05	0.72	5.06	9.88	9.89	9.90
14 神 奈 川	4.64	▲ 0.03	0.47	5.08	9.90	9.91	9.91
15 新 潟	5.15	▲ 0.12	▲ 0.32	4.72	9.54	9.60	9.63
16 富 山	4.75	▲ 0.08	0.17	4.85	9.67	9.71	9.71
17 石 川	5.17	▲ 0.02	0.03	5.19	10.01	10.01	9.99
18 福 井	5.21	▲ 0.09	▲ 0.05	5.08	9.90	9.91	9.88
19 山 梨	5.36	▲ 0.10	▲ 0.17	5.10	9.92	9.93	9.90
20 長 野	5.03	▲ 0.06	▲ 0.19	4.79	9.61	9.66	9.69
21 岐 阜	5.07	0.03	▲ 0.05	5.05	9.87	9.89	9.86
22 静 岡	4.79	▲ 0.06	0.14	4.87	9.70	9.74	9.75
23 愛 知	4.55	0.18	0.33	5.06	9.88	9.90	9.90
24 三 重	4.95	0.05	0.04	5.05	9.87	9.89	9.90
25 滋 賀	5.10	0.06	▲ 0.13	5.03	9.85	9.87	9.87
26 京 都	5.08	0.05	0.08	5.20	10.02	10.02	10.03
27 大 阪	5.11	0.14	0.16	5.40	10.22	10.19	10.19
28 兵 庫	5.27	0.04	0.00	5.32	10.14	10.12	10.14
29 奈 良	5.66	▲ 0.01	▲ 0.40	5.24	10.06	10.05	10.07
30 和 歌 山	5.80	0.03	▲ 0.52	5.32	10.14	10.12	10.15
31 鳥 取	5.95	▲ 0.10	▲ 0.69	5.16	9.98	9.98	10.00
32 島 根	6.17	▲ 0.24	▲ 0.60	5.32	10.15	10.13	10.13
33 岡 山	5.54	0.07	▲ 0.17	5.44	10.26	10.22	10.22
34 広 島	5.28	0.03	▲ 0.10	5.21	10.03	10.03	10.00
35 山 口	5.72	▲ 0.18	▲ 0.13	5.41	10.23	10.20	10.21
36 徳 島	6.00	▲ 0.08	▲ 0.40	5.52	10.34	10.29	10.30
37 香 川	5.87	▲ 0.04	▲ 0.27	5.56	10.38	10.33	10.31
38 愛 媛	5.70	0.05	▲ 0.49	5.26	10.08	10.07	10.02
39 高 知	5.97	▲ 0.11	▲ 0.43	5.43	10.26	10.22	10.21
40 福 岡	5.74	0.03	▲ 0.29	5.49	10.31	10.27	10.24
41 佐 賀	6.92	▲ 0.14	▲ 0.76	6.02	10.84	10.73	10.75
42 長 崎	6.35	▲ 0.13	▲ 0.73	5.49	10.31	10.26	10.24
43 熊 本	5.97	▲ 0.02	▲ 0.65	5.31	10.13	10.11	10.18
44 大 分	6.21	▲ 0.14	▲ 0.63	5.44	10.26	10.22	10.21
45 宮 崎	6.07	▲ 0.04	▲ 0.85	5.18	10.00	10.00	10.02
46 鹿 児 島	6.23	▲ 0.01	▲ 0.86	5.36	10.18	10.16	10.16
47 沖 縄	6.45	0.34	▲ 1.67	5.12	9.94	9.95	9.95

・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.46%)、前期高齢者納付金等(3.53%)、保健事業費等(0.89%)、その他収入(▲0.06%)に係る合計の保険料率(4.82%)を加算したものである。

・保険料率(c)は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の8.6となるよう調整した上で、全国一律の保険料率(4.82%)を加算したものである。

・保険料率(c+α)は、保険料率(c)には含まれていない、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

③介護保険料率について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% 納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	国庫補助等	879	515	-	
	その他	-	-	-	
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和2年度保険料率

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

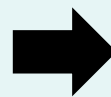
各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

※令和2年度政府予算案では、介護納付金は1兆463億円と前年度比で208億円減少の見込み。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分（467億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう**1.79%**（令和2年4月納付分から変更）とする。

令和元年度
1.73%



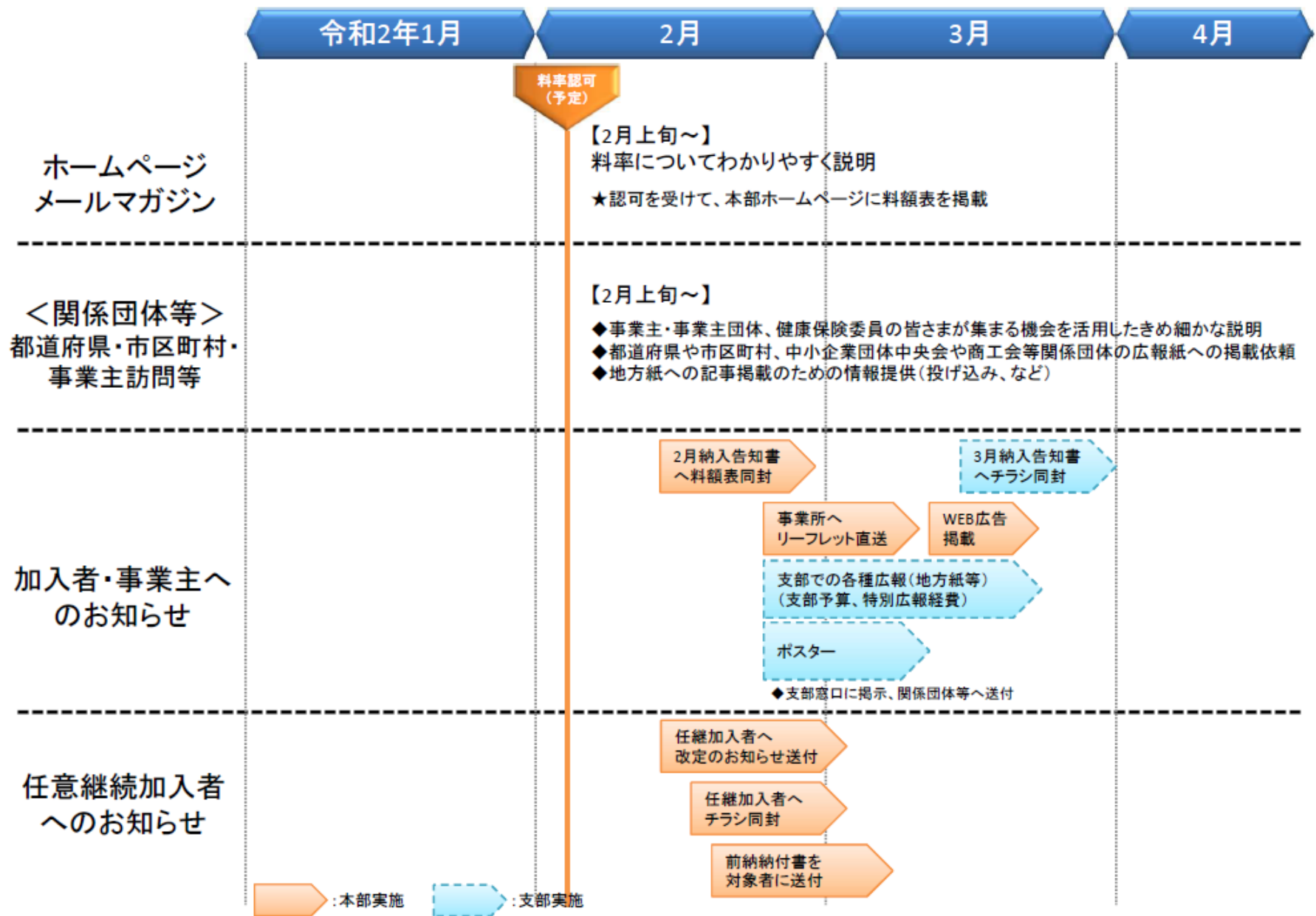
令和2年度
1.79%

（参考）健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

④ 広報スケジュール

令和2年度保険料率改定に係る広報スケジュール（予定）



【参考】令和2年度都道府県単位 保険料率の算定に係る基礎データ

令和2年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、平成30年度の実績データを集計したものに、全国計における令和2年度の見込み値の平成30年度の実績値との比率を乗じて算出。
 - ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、平成30年度の実績データを集計したのから、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和2年度の見込み値との比率を乗じて算出。
 - ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「平成30年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数(令和2年度見込み)

(百人)

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	413,450	19,916	22,056	22,822	24,463	27,111	27,461	30,753	34,113	39,768	40,093	33,520	30,908	29,064	20,978	10,423
1 北 海 道	18,969	807	910	971	1,070	1,134	1,121	1,290	1,503	1,817	1,839	1,630	1,595	1,553	1,216	513
2 青 森	4,702	202	229	254	300	282	260	318	379	439	437	413	426	387	258	120
3 岩 手	4,387	192	224	243	273	258	254	300	350	403	387	363	387	379	260	115
4 宮 城	7,861	362	407	420	455	486	501	598	685	747	692	596	616	633	461	203
5 秋 田	3,488	138	166	184	201	186	178	234	283	321	299	289	332	339	233	107
6 山 形	4,213	193	220	239	261	250	247	302	348	381	356	329	374	365	239	111
7 福 島	7,111	337	365	397	446	463	460	526	577	648	600	552	597	580	390	173
8 茨 城	7,395	345	390	416	452	484	468	546	618	717	724	599	551	540	363	183
9 栃 木	5,619	260	300	322	335	349	355	422	481	557	537	436	412	414	291	149
10 群 馬	6,583	305	351	383	412	429	413	466	533	642	656	536	472	465	339	181
11 埼 玉	14,195	634	732	803	857	915	887	985	1,133	1,411	1,548	1,251	1,026	938	695	382
12 千 葉	10,119	462	517	548	586	647	642	725	817	977	1,058	852	724	703	548	310
13 東 京	50,422	2,313	2,339	2,280	2,400	3,453	4,086	4,327	4,552	4,945	4,995	4,153	3,551	3,294	2,494	1,240
14 神 奈 川	16,772	761	844	891	951	1,042	1,069	1,200	1,378	1,666	1,822	1,500	1,225	1,102	857	464
15 新 潟	8,641	402	461	486	535	538	516	608	694	822	792	711	696	686	467	227
16 富 山	4,367	196	228	254	276	276	255	291	342	442	446	357	327	319	235	123
17 石 川	4,717	228	256	273	297	312	294	330	370	467	468	371	348	335	241	127
18 福 井	3,099	148	172	181	197	206	190	219	240	289	282	245	246	230	169	87
19 山 梨	2,679	127	140	152	167	177	165	183	205	247	258	229	208	202	140	77
20 長 野	6,905	329	376	405	440	441	418	470	541	670	671	569	529	513	350	185
21 岐 阜	7,965	376	447	482	525	534	486	542	616	759	796	664	603	543	388	202
22 静 岡	10,816	496	584	618	661	689	674	773	867	1,037	1,070	901	815	765	566	298
23 愛 知	26,142	1,277	1,429	1,478	1,590	1,896	1,879	1,998	2,156	2,564	2,672	2,138	1,826	1,570	1,087	585
24 三 重	5,425	251	293	307	336	380	359	395	430	512	528	451	426	369	254	134
25 滋 賀	3,724	189	215	221	233	246	244	274	305	361	354	287	269	254	179	91
26 京 都	9,329	457	499	513	545	638	659	700	772	919	935	755	652	580	454	252
27 大 阪	36,038	1,804	1,945	1,997	2,162	2,530	2,618	2,766	2,994	3,555	3,714	2,964	2,452	2,096	1,580	862
28 兵 庫	15,808	772	864	890	962	1,053	1,031	1,162	1,272	1,534	1,582	1,294	1,170	1,065	770	387
29 奈 良	3,374	164	190	201	210	220	212	241	271	326	331	273	243	228	172	93
30 和 歌 山	3,129	145	168	181	208	205	188	214	239	294	322	279	250	213	144	78
31 鳥 取	2,159	110	120	124	134	131	130	157	181	200	186	163	175	179	117	52
32 島 根	2,633	133	148	154	166	156	148	180	207	244	227	195	216	222	159	76
33 岡 山	7,578	385	425	443	476	524	510	569	611	735	722	574	535	511	364	194
34 広 島	11,423	563	645	655	694	761	754	822	914	1,115	1,131	899	831	802	562	276
35 山 口	4,543	205	246	259	281	277	255	306	357	437	439	360	355	369	275	123
36 徳 島	2,839	140	154	154	166	178	185	217	243	274	255	217	211	213	153	78
37 香 川	4,091	201	229	237	256	260	256	294	335	402	388	309	295	298	220	112
38 愛 媛	5,570	279	317	323	344	358	354	415	461	535	520	433	432	401	271	127
39 高 知	2,684	128	143	153	169	162	154	184	217	271	259	211	212	201	143	76
40 福 岡	19,868	1,080	1,149	1,129	1,157	1,302	1,334	1,535	1,703	1,899	1,803	1,474	1,422	1,383	1,027	470
41 佐 賀	3,123	164	184	190	201	199	191	223	249	270	254	232	249	250	184	81
42 長 崎	4,874	255	281	283	304	298	286	343	383	425	418	389	426	405	265	113
43 熊 本	6,730	367	398	394	402	417	436	520	563	600	554	513	544	538	335	148
44 大 分	4,475	219	253	261	278	285	261	313	360	416	400	342	353	357	256	122
45 宮 崎	4,237	235	264	264	270	259	245	302	347	387	353	311	342	345	220	93
46 鹿 児 島	6,496	376	409	397	402	395	408	490	540	558	510	485	536	541	326	124
47 沖 縄	6,131	407	428	412	421	428	428	480	491	532	503	425	423	388	261	103

・各支部の年齢階級別加入者数の平成30年度実績に、全国計の加入者数の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別医療給付費(令和2年度見込み)

(百万円)

1	北海道	269,038	25	滋賀	44,971
2	青森	60,759	26	京都	117,143
3	岩手	55,743	27	大阪	461,772
4	宮城	103,035	28	兵庫	203,851
5	秋田	49,543	29	奈良	43,555
6	山形	55,713	30	和歌山	40,250
7	福島	86,796	31	鳥取	27,713
8	茨城	89,628	32	島根	35,736
9	栃木	69,815	33	岡山	98,110
10	群馬	80,682	34	広島	144,111
11	埼玉	172,287	35	山口	61,858
12	千葉	125,030	36	徳島	38,552
13	東京	611,039	37	香川	55,457
14	神奈川	210,114	38	愛媛	71,202
15	新潟	103,137	39	高知	36,281
16	富山	52,162	40	福岡	265,135
17	石川	60,274	41	佐賀	45,828
18	福井	39,722	42	長崎	65,948
19	山梨	33,689	43	熊本	90,182
20	長野	82,738	44	大分	60,439
21	岐阜	98,496	45	宮崎	53,644
22	静岡	130,474	46	鹿児島	85,491
23	愛知	310,008	47	沖縄	73,698
24	三重	65,413		全国計	5,236,260

- ・各支部の医療給付費の平成30年度実績から東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。

○ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費(令和2年度見込み)

(円)

計	126,648
0～4歳	185,454
5～9	88,959
10～14	70,371
15～19	56,522
20～24	53,154
25～29	65,820
30～34	75,203
35～39	81,913
40～44	91,362
45～49	110,447
50～54	141,914
55～59	179,753
60～64	226,073
65～69	289,631
70～74	416,594

- ・平成30年度実績における年齢階級別加入者1人当たり医療給付費から、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、年齢階級計の加入者1人当たり医療給付費の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。

○ 都道府県支部別総報酬額(令和2年度見込み)

(百万円)

1 北海道	4,292,180	25 滋賀	873,482
2 青森	966,964	26 京都	2,277,649
3 岩手	948,368	27 大阪	8,906,510
4 宮城	1,788,011	28 兵庫	3,797,594
5 秋田	719,350	29 奈良	751,596
6 山形	927,977	30 和歌山	684,122
7 福島	1,641,303	31 鳥取	458,329
8 茨城	1,799,844	32 島根	568,671
9 栃木	1,343,140	33 岡山	1,761,957
10 群馬	1,561,412	34 広島	2,691,953
11 埼玉	3,533,908	35 山口	1,066,127
12 千葉	2,510,151	36 徳島	633,991
13 東京	13,995,340	37 香川	933,498
14 神奈川	4,410,185	38 愛媛	1,226,441
15 新潟	1,960,616	39 高知	596,366
16 富山	1,084,971	40 福岡	4,535,698
17 石川	1,143,707	41 佐賀	656,205
18 福井	738,969	42 長崎	1,025,257
19 山梨	624,960	43 熊本	1,443,386
20 長野	1,601,239	44 大分	961,811
21 岐阜	1,899,780	45 宮崎	877,836
22 静岡	2,667,147	46 鹿児島	1,339,164
23 愛知	6,709,411	47 沖縄	1,121,963
24 三重	1,315,767	全国計	99,374,307

・標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の平成30年度実績に、全国計の平成30年度実績に対する令和2年度見込みの比率及び予定保険料納付率(約0.993)を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

○ 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(令和2年度見込み)

【支出】

(百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,236,260
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	445,544
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,420,428
・前期高齢者納付金	1,316,486
・後期高齢者支援金	2,103,860
・退職者給付拠出金	68
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	164,588
・一般管理費(国庫負担を除く)	49,478
・貸付金	166
・雑支出	69,720
・準備金積立て	544,454
*事務経費・雑支出(国)	37,027
合 計	9,967,665

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	9,937,431
その他収入	
・貸付金返済収入	166
・雑収入	25,356
*日雇特例被保険者保険料収入	1,463
*雑収入等(国)	3,249
合 計	9,967,665

- ・*については、国の予算において計上されるもの。
- ・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・第3号経費及びその他収入において、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率等

共通料率(A + B - C)	4.73 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.89 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.87 %
C. 収入等の率	0.03 %
第1号平均保険料率	5.27 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率(共通料率のA)及び収入等の率(共通料率のC)には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率(共通料率のB)及び収入等の率(共通料率のC)には、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 平成30年度の都道府県支部別の収支差

- 令和2年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。

収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」(マイナス記号)を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1	北海道	▲208	25	滋賀	155
2	青森	301	26	京都	▲196
3	岩手	▲33	27	大阪	560
4	宮城	▲363	28	兵庫	140
5	秋田	▲147	29	奈良	▲240
6	山形	▲219	30	和歌山	▲104
7	福島	▲282	31	鳥取	▲95
8	茨城	437	32	島根	7
9	栃木	▲112	33	岡山	367
10	群馬	560	34	広島	388
11	埼玉	▲285	35	山口	175
12	千葉	806	36	徳島	303
13	東京	▲585	37	香川	57
14	神奈川	▲365	38	愛媛	355
15	新潟	▲753	39	高知	▲207
16	富山	376	40	福岡	602
17	石川	71	41	佐賀	161
18	福井	▲65	42	長崎	246
19	山梨	296	43	熊本	▲551
20	長野	▲864	44	大分	590
21	岐阜	▲276	45	宮崎	108
22	静岡	▲492	46	鹿児島	▲519
23	愛知	▲22	47	沖縄	▲424
24	三重	346		全国計	0